

中野区指定有形文化財

「山崎家ひな人形」一式（137点） （中野区指定文化財：登録指定第120号）

1. ひな人形 [17体]
 - (1) 次郎左衛門雛 1組（2体）
 - (2) 古今雛 5組（10体）
 - (3) 五人囃子 1組（5体）
2. 人形 [33体]
 - (1) 御所人形 2体
 - (2) 御所人形（ミニチュア）6点
 - (3) 三つ折人形 3体
 - (4) 木目込み人形 6点
 - (5) 毛植人形 16点
3. 雛道具 [84点]
4. 付属調度品（重箱） [2点]
5. 付属三つ折人形収納箱 [1点] 計 137点

来歴

本資料は区民山崎家からの寄贈資料です。山崎家は旧江古田村名主を務め、初代から故山崎喜作氏まで八代を数え、現在の当主は九代です。約300年近く続く区内屈指の旧家です。

「ひな人形」は、毎年桃の節句に、山崎家書院（天保12年〔1841〕建立・現存）に7段飾りとして飾られていました。今回の一式資料は、山崎家で飾られていたものです。

歴史民俗資料館では、開館以来、毎年2～3月、山崎家の飾り方を踏襲し、展示をしてきたものです。

資料の年代と歴史的位置づけ

ひな人形は、次郎左衛門雛1組と古今雛5組からなります。次郎左衛門雛は、宝暦年間（1751～63）から18世紀末にかけて流行したものです。また古今雛は、明和年間（1764～72）に作られ始め、その系譜は現在まで連なっているものです。

最も古いものとしては、次郎左衛門雛が挙げられ、年代的に名主を初めて任命された三代喜兵衛の夫人（明和4年1767生まれ）の所持品であったことが考えられます。

最も新しいものは、八代喜作氏夫人のひな人形が、生年である明治35年（1902）頃の制作年代を与えることができます。

指定すべき事由

「山崎家ひな人形」は、規模・年代ともに東京近郊でも類をみないものです。六代にわたる代々の夫人の所持品が残され、伝世されていることは極めて貴重です。

以上のことから、使用背景と使用時期の明確な一括資料として、近世から近代の江戸近郊農村における、年中行事を祝うあり方や文化水準などの実態を示す資料としても、指定文化財として後世に残し伝えていく価値は高いものと判断されます。

